

3 平成 25 年度における不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

(ア) 平成 25 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決若しくは決定を行ったもの (34 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情) 106	平成15年9月12日付け東 広島地域事務所長の答弁 書	15.12.9	15.12.24	不開示	第6号	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.6	16.2.24	25.5.15	認容	25.8.19	答申どおり (認容)
(情) 109	法的書類の確認が、どの 法令に規定されているか、 明示されている文書等	15.12.16	16.1.5	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	25.5.15	原処分妥当	25.8.19	答申どおり (棄却)
(情) 112	不服申立てや苦情の対応 策についての局内運営審 議会の議事録	15.12.24	16.1.6	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	25.5.15	原処分妥当	25.8.19	答申どおり (棄却)
(情) 113	二級河川及び普通河川に 設置されている橋の数を河 川ごとに記載した文書	15.11.18	15.11.27	不存在		知 事 (砂防室)	15.12.5	16.2.25	25.6.21	原処分妥当	25.10.3	答申どおり (棄却)
(情) 115	砂防設備の占用申請手続 がされずに建設した橋に ついて設置時期の特定に 用いることができる部内資 料	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.6	16.2.25	25.6.21	原処分妥当	25.10.3	答申どおり (棄却)
(情) 116	二級河川ごとに橋の土地占 用料の徴収額を示した文書	15.11.10	15.11.25	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.13	16.2.25	25.6.21	原処分妥当	25.10.3	答申どおり (棄却)
(情) 117	反論書の副本を処分庁に すぐに送付しなかった経緯 及び法的根拠の記載文書	15.12.22	16.1.5	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.13	16.2.25	25.5.15	原処分妥当	25.6.4	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情) 118	不法に砂防設備を占用している橋の内訳明細文書	15.11.10	15.11.25	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.13	16.2.25	25.6.21	原処分妥当	25.10.3	答申どおり (棄却)
(情) 119	二級河川ごとの橋の数と土地占用料の徴収額の文書	15.11.10	15.11.25	不存在		知 事 (河川管理室)	16.1.13	16.2.25	25.6.21	原処分妥当	25.10.3	答申どおり (棄却)
(情) 120	申請があれば全て認めなければならないことの具体的判断基準を記録した文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	25.10.31	原処分妥当	26.3.31	答申どおり (棄却)
	公道の橋設置申請を認めない根拠等											
(情) 122	過去の事例等を比較検討した事実を具体的に記述した文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	25.10.31	原処分妥当	26.3.31	答申どおり (棄却)
(情) 123	許可権者の審査の具体的な内容を記録した文書等	16.1.7	16.1.21	部分開示	第2号	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	25.10.31	原処分妥当	26.3.31	答申どおり (棄却)
(情) 133	不法占用の実態を把握したが、監督処分しないことを決定した記録を記載した文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	26.3.10	原処分妥当		
(情) 174	橋を架ける必然性の判断等	16.7.6	16.8.9	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.8.18	17.11.7	26.3.10	原処分妥当		
(情) 189	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと9件)	17.9.20	17.11.1	開示 部分開示	第2号	知 事 (呉地域事務所 建設局)	17.12.19	18.2.10	26.3.10	原処分妥当		
(情) 190	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと8件)	17.9.20	17.11.1	不存在		知 事 (呉地域事務所 建設局)	17.12.19	18.2.10	26.3.10	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情) 197	橋の占用許可及び同意に 関する起案文書 (河川ごと4件)	17.9.20	17.11.14	開示 部分開示	第2号	知 事 (東広島地域事務 所建設局)	17.12.19	18.2.14	<u>26.3.10</u>	<u>原処分妥当</u>		
(情) 198	橋の占用許可及び同意に 関する起案文書 (河川ごと3件)	17.9.20	17.11.14	不存在		知 事 (東広島地域事務 所建設局)	17.12.19	18.2.14	<u>26.3.10</u>	<u>原処分妥当</u>		
23(情) 73	学校における「日の丸掲 揚・君が代斉唱・元号標記」 の実施・強制に関する資料	23.10.6	23.10.18	不存在		知 事 (学事課)	23.11.24	23.12.2	24.7.17	認容	<u>25.10.24</u>	<u>答申どおり (認容)</u>
23(情) 108	公共下水道事業等に関す る文書	23.11.24	23.12.8	不存在		知 事 (循環型社会課)	24.2.3	24.3.21	25.3.14	一部認容	<u>25.9.13</u>	<u>答申どおり (一部認容)</u>
24(情) 1	特定の団体ごとの用地補 償費	24.2.29	24.3.13	不開示	第2号 第3号 第6号	広島高速道路公社	24.4.16	24.4.17	25.2.19	一部認容	<u>25.4.26</u>	<u>答申どおり (一部認容)</u>
24(情) 69	未就職卒業者等就業体験 事業の実績報告書に添付 された労働条件通知書等	24.4.13	24.5.18	不存在		知 事 (雇用基金特別対策 プロジェクト・チーム)	24.6.8	24.6.18	25.3.26	原処分妥当	<u>25.4.22</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
24(情) 70	特定漁業許可不服審査請 求に関する打合せの復命 書	24.2.13	24.2.24	部分開示	第5号	知 事 (水産課)	24.4.25	24.6.19	25.2.6	一部認容	<u>25.5.9</u>	<u>答申どおり (一部認容)</u>
24(情) 76	特定の広島県職員措置請 求に係る監査の結果にお ける確認内容の根拠となる 資料の写し等	24.5.14	24.5.23	不開示	第6号 第7号	監査委員	24.6.8	24.7.11	25.3.26	原処分妥当	<u>25.4.25</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
24(情) 77	広島県西部子ども家庭セン ターが保有する、請求者の 子に関する記録	24.8.10	24.8.20	存否応答 拒否		知 事 (西部子ども家庭 センター)	24.9.3	24.9.20	<u>25.9.18</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>26.1.8</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 78	特定の損害賠償請求住民 訴訟事件における特定の 法律事務所との委任契約 書等	24.8.15	24.8.29	不開示	第2号 第3号 第6号	知 事 (雇用基金特別対策 プロジェクト・チーム)	24.9.19	24.10.18	<u>25.9.4</u>	<u>一部認容</u>	<u>25.11.20</u>	<u>答申どおり</u> <u>(一部認容)</u>
24(情) 79	特定の期間における特定 の市町の医療機関の立入 検査に関する一切の文書	24.9.13	24.9.25	不開示	第6号	知 事 (西部厚生環境事 務所)	24.10.11	24.10.29	<u>26.1.30</u>	<u>一部認容</u>	26.9.5	答申どおり (一部認容)
24(情) 80	特定の期間における特定 の市町の医療機関の立入 検査に関する一切の文書	24.9.13	24.9.25	不開示	第6号	知 事 (東部厚生環境事 務所)	24.10.11	24.10.26	<u>26.1.30</u>	<u>一部認容</u>	26.9.5	答申どおり (一部認容)
24(情) 81	特定の期間における特定 の市町の医療機関の立入 検査に関する一切の文書	24.9.13	24.9.25	不開示	第6号	知 事 (東部厚生環境事 務所福山支所)	24.10.11	24.10.26	<u>26.1.30</u>	<u>一部認容</u>	26.9.5	答申どおり (一部認容)
24(情) 82	特定地番の土地の産業廃 棄物の処理に関する文書	24.10.25	24.11.7	存否応答 拒否		知 事 (西部厚生環境事 務所)	24.11.15	24.12.5	<u>25.10.7</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>25.12.5</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>
24(情) 83	特定の工事について、工 事施工者である建設業者 に対して土木局建設産業 課が行った調査等の記録	24.11.5	24.11.19	存否応答 拒否		知 事 (建設産業課)	24.11.29	24.12.11	<u>25.10.30</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>26.3.31</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>
24(情) 103	特定の工事について、「建 設業取引適正化推進月間」 である平成24年11月に、 土木局建設産業課が工事 施工者である建設業者に 対して行った立入検査等 の調査結果の記録	24.12.19	25.1.4	存否応答 拒否		知 事 (建設産業課)	25.2.25	25.2.28	<u>25.10.30</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>26.3.31</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 105	学校に「日の丸・君が代・元号」の実施・強制等をする ことになったのか、その経 緯が分かる一切の資料等	24.10.26	24.12.4	不存在		教育委員会	25.1.29	25.2.15	<u>26.3.10</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>26.3.28</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
24(情) 106	平成25年度広島県・広島市 公立学校教員採用候補者 選考試験に係る文書	24.10.2	24.11.28	部分開示 不開示	第6号	教育委員会	25.1.22	25.2.26	<u>26.2.10</u>	<u>一部認容</u>	<u>26.3.17</u>	<u>答申どおり (一部認容)</u>

(イ) 平成 25 年度中に異議申立ての取下げがあったもの（1 件）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
—	特定漁業許可不服審査請 求に関する打合せの復命 書等	25.3.13	25.3.26	部分開示	第5号	知 事 (水産課)	<u>25.5.24</u>	<u>25.10.30 異議申立て取下げ</u>				

(ウ) 平成 25 年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (19 件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
25(情) 1	特定日付け事務連絡に 関して, 正当な開示決定 等の処分をすべき日が 9年超にわたって遅延し たことについての謝罪 の意思表示を記載しな いことが, 適正な行政手 法であるとの考え方を明 記している文書	25.2.26	25.3.11	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<u>25.4.8</u>	<u>25.4.15</u>				
25(情) 2	特定日付け事務連絡に 関し, 虚偽の内容を明記 した法的根拠が記載さ れている文書	25.2.26	25.3.11	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<u>25.4.8</u>	<u>25.4.15</u>				
25(情) 3	竹原市道峠郷線から峠橋 を通行して県道吉名停車 場線の吉名駅側へ渡ること ができたこと等を記載し ている文書	25.3.4	25.3.11	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<u>25.4.8</u>	<u>25.4.15</u>				
25(情) 4	県道吉名停車場線の吉名 駅側から峠橋を通行して 竹原市道峠郷線へ渡ること ができたこと等を記載し ている文書	25.3.4	25.3.11	部分開示	第2号 第6号	知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<u>25.4.8</u>	<u>25.4.15</u>				
25(情) 5	砂防指定地内河川郷川 の特定箇所を渡ることの 通行手段が安全でないこ とを記載している文書	25.3.4	25.3.11	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<u>25.4.8</u>	<u>25.4.15</u>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
25(情) 6	特定の書面において、虚偽を記載したことがあなたからの指摘によって判明したものであることを記載せず、その事実を隠匿したことが、適正な行政手法であることを記載している文書	25.3.4	25.3.11	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	25.4.8	25.4.15				
25(情) 7	特定の書面において、あなたに対しては一切謝罪する必要がないとの差別をしている理由を記載している文書	25.3.4	25.3.11	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	25.4.8	25.4.15				
25(情) 8	特定の書面において、自らが行った不適切な事務処理の証拠を抹消しようと画策することのみが適正な行政手法であると記載している取扱要領等	25.3.4	25.3.11	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	25.4.8	25.4.15				
25(情) 9	正当な開示決定等の処分をすべき日が9年超にわたって遅延したことにより、経済的な損失及び長時間にわたる精神的な負担を開示請求人側へのみ押し付けでも構わないという規定が明示されている文書	25.3.26	25.3.29	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	25.4.8	25.4.15				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
25(情) 10	当初の開示決定等の処分 からもれていた行政文書 を入手でき得る状況にな った場合でも、郵送料金 を開示請求人側が再び負 担する義務があることが確 認できる文書	25.3.26	25.3.29	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	25.4.8	25.4.15				
25(情) 11	正当な開示決定等の処 分を行わない事実があっ ても、県には行政上の責 任がないということ等が明 示されている文書	25.3.26	25.3.29	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	25.4.8	25.4.15				
25(情) 12	特定構造物が砂防法の規 定に合致した上で、峠橋 に付属する構造物として、 峠橋の橋桁下部に設置を 許可したことの事実関係 が記載されている文書等	25.3.26	25.3.29	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	25.4.8	25.4.15				
25(情) 13	特定の児童の保育所入所 の記録	25.4.24	25.5.8	存否応答 拒否		知 事 (健康福祉局)	25.5.11	25.5.29	26.6.27	原処分妥当		
25(情) 14	平成 23 年度広島県情報 公開・個人情報保護審査 会全体会議録	25.5.8	25.5.22	不開示	第1号 第5号 第6号	知 事 (総務課)	25.7.8	25.7.22				
25(情) 15	特定期間の被害記録 (9件)	25.5.27	25.6.7	不開示	第2号 第4号	警察本部	25.6.20	25.8.30	26.7.10	原処分妥当	26.10.16	答申どおり (棄却)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
25(情) 16	特定日の三原警察署の警 ら状況が分かる資料	<u>25.6.19</u>	<u>25.7.1</u>			警察本部	<u>25.8.30</u>	<u>26.1.9</u>				
	特定日の東広島警察署の 警ら状況が分かる資料		<u>25.7.2</u>									
	特定日の尾道警察署の警 ら状況が分かる資料											
	特定日の府中警察署の警 ら状況が分かる資料											
	特定日の海田警察署の警 ら状況が分かる資料											
25(情) 17	平成 26 年度教員採用候 補者選考試験一次試験の 試験問題	<u>25.9.24</u>	<u>25.10.22</u>	部分開示	第6号	教育委員会	<u>25.12.17</u>	<u>26.1.20</u>				
				不開示								
25(情) 18	ボートパーク福山の指定 管理者募集に係る申請の 際に提出する書類等	<u>26.1.24</u>	<u>26.2.7</u>	不開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知 事 (港湾振興課)	<u>26.3.4</u>	<u>26.3.28</u>	—	—	<u>26.5.30</u> 諮問取下げ	
25(情) 19	ボートパーク福山の指定 管理者選定委員会に置い て使用された資料	<u>26.1.24</u>	<u>26.2.7</u>	不開示	第2号 第3号 第6号	知 事 (港湾振興課)	<u>26.3.4</u>	<u>26.3.28</u>	—	—	<u>26.5.30</u> 諮問取下げ	

※「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第10条

第1号(法令秘情報)、第2号(個人情報)、第3号(事業活動情報)、第4号(犯罪の予防・捜査等情報)、第5号(審議、検討、協議等に関する情報)、第6号(行政執行情報)、第7号(任意に提供された情報)

(2) 保有個人情報開示請求及び利用停止請求に係るもの

(ア) 平成 25 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決若しくは決定を行ったもの（3 件）

【諮問番号順】

諮問 番号	件 名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
24(個) 1	特定日付けの警察署通 信室処理票等	24.2.27	24.3.13	不開示	第3号 第5号	警察本部長	24.6.10	24.6.14	<u>25.7.16</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>25.10.24</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>
24(個) 2	広島県西部子ども家庭 センターが保有する、請 求者の子に関する記録	24.9.12	24.9.21	不開示	第2号	知 事 (西部子ども家庭 センター)	24.9.25	24.10.12	<u>25.9.18</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>26.1.8</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>
25(個) 1	請求者に関する県立総 合精神保健福祉センター の相談記録	25.3.27	<u>25.4.9</u>	部分開示	第3号 第7号	知 事 (県立総合精神保 健福祉センター)	<u>25.4.12</u>	<u>25.5.2</u>	<u>26.3.4</u>	<u>原処分妥当</u>	<u>26.6.10</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>

(イ) 平成 25 年度中に諮問の取下げがあったもの（1 件）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
25(個) 2	保育所入所に関する書類	<u>25.4.25</u>	<u>25.5.9</u>	存否応答 拒否		知 事 (健康福祉局)	<u>25.5.11</u>	<u>25.5.29</u>	—	—	<u>26.3.28 諮問取下げ</u>	

(ウ) 平成 25 度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (11 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	件 名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
25(個) 1	請求者に関する県立総合 精神保健福祉センターの 相談記録	25.3.27	25.4.9	部分開示	第3号 第7号	知 事 (県立総合精神保 健福祉センター)	25.4.12	25.5.2	26.3.4	原処分妥当	26.6.10	答申どおり (棄却)
25(個) 2	保育所入所に関する書類	25.4.25	25.5.9	存否応答 拒否		知 事 (健康福祉局)	25.5.11	25.5.29	—	—	26.3.28 諮問取下げ	
25(個) 3	特定の事故について私の 携帯電話で 110 番通報し た件	25.6.4	25.6.12	不存在		警察本部長	25.6.20	25.9.12	H26.9.25	原処分妥当		
25(個) 4	私が不審者とされた事案 において、特定の警部が 特定者に対して聴取を行 った書類一切	25.7.5	25.7.18	存否応答 拒否		警察本部長	25.7.29	25.9.12	H26.10.17	認 容		
25(個) 5	私が不審者とされた事案 において、通報者に聴取 を行った書類	25.7.5	25.7.18	存否応答 拒否		警察本部長	25.7.19	25.9.12	H26.10.17	認 容		
25(個) 6	私が不審者とされた事案 において、この不審者情 報の通報者等の関係書類	25.7.5	25.7.18	不存在		警察本部長	25.7.29	25.9.12	H26.10.17	認 容		
25(個) 7	私が通報した件の「警察 署通信室処理票」が通常 の保存期間を越えて保存 されていた理由が分かる もの	25.7.19	25.7.25	不存在		警察本部長	25.8.30	25.9.26	H26.9.25	原処分妥当		

諮問 番号	件 名 (略称)	開示請求 (利用停止請求) 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
25(個) 8	特定のもめごとについて私が 110 番通報した件に関する現場臨場者の警ら日誌を保存年限満了により廃棄したことが分かる文書	25.6.26	25.7.9	不存在		警察本部長	25.8.30	25.10.3	H26.9.25	原処分妥当		
	特定の事故について私が 110 番通報した件に関して対応した警察官の氏名等が分かる文書を保存年限満了により廃棄したことが分かる文書											
25(個) 10	私が知人に自転車を譲渡し、知人が防犯登録の手続を行った。この手続の日時等が分かる書面	25.7.19	25.8.1	部分開示	第3号	警察本部長	25.8.30	25.10.10				
25(個) 11	自己情報部分開示決定通知書により部分開示した相談簿に係る自己情報利用停止請求	25.7.29	25.8.30	不利用停止		警察本部長	25.9.2	25.11.7	H26.10.17	原処分妥当		
25(個) 12	自己情報開示決定通知書により開示した苦情処理票に係る自己情報利用停止請求	25.7.29	25.8.30	不利用停止		警察本部長	25.9.2	25.11.7	H26.10.17	原処分妥当		

「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県個人情報保護条例第14条

第1号（法令秘情報）、第2号（開示請求者本人の情報）、第3号（開示請求者以外の個人情報）、第4号（事業活動情報）、第5号（犯罪の予防・捜査等情報）
第6号（審議、検討、協議等に関する情報）、第7号（行政執行情報）、第8号（任意に提供された情報）